

## カンボジア王国憲法第 76 条, 第 15 章 (新) 及び第 16 章 (新) の条文の改正法

### 一条のみ<sup>1</sup>

カンボジア王国憲法第 76 条, 第 15 章 (新) 及び第 16 章 (新) は, 以下のように修正する。

#### 第 76 条 (新)

国民議会は, 少なくとも 120 名の議員で構成される。

議員は, 自由・平等で, 直接の秘密投票による総選挙で選ばれる。

議員は, 再立候補をすることができる。

選挙に立候補できるのは, 25 歳以上の両性のクメール国民であり, 投票権を持ち, かつ出生時からクメール国籍を有している者である。

選挙の手續及び実施については選挙法により定められる。

#### 第 15 章 (新, その 2) 選挙準備国家委員会について

##### 第 150 条 (新, その 2)

選挙準備国家委員会は, 法律に基づいて行う上院議員の選出, 国民議会選挙, 及びその他の選挙の準備, それに管理を行う機関である。

選挙準備国家委員会は, 独立で, 中立的に自分の任務を履行し, 選挙が自由で, 公平・公正で, 自由民主主義多党制の原則に合致した選挙を保障しなければならない。

選挙準備国家委員会の委員は, その他の公職及び憲法で規定しているその他の機関の委員を兼務することはできない。選挙準備国家委員会の委員は, 政党の党员又は非政府機関, 協会, 労働組合若しくはいかなる商業関連会社の一員にもなっていない。

選挙準備国家委員会は, その運営を行うために独自の予算を有する。

##### 第 151 条 (新, その 2)

選挙準備国家委員会は, 9 名の委員により構成され, その任期は 5 年である。委員のうち 4 名は与党により, 4 名は国民議会議席を有する野党により選任し, もう 1 人は国民議会議席を有している 2 つの党の合意によって選出される。

国民議会の常任委員会は, 選挙準備国家委員会の委員の透明及び公開的な選出が行えるようにしなければならない。国民議会の常任委員会は, 選挙準備国家委員会

<sup>1</sup> 訳注: 原文も「第 1 条」ではなく, 「一条のみ」。

の委員名簿を準備し、国民議会による絶対多数決の信任投票を行わなければならない。

選挙準備国家委員会は、国王によって任命される。

選挙準備国家委員会のある委員が委員の資格を失った場合は、国民議会の常任委員会は、委員の空席の日から 15 日以内に補充の委員の選出手続を行わなければならない。補充の委員の選出の手続は、特別法により定める。

選挙準備国家委員会の選出ができない場合は、既存の選挙準備国家委員会がその任務を引き続き履行をし、法律に基づいて選挙を実施しなければならない。

選挙準備国家委員会の構成及び運営は、特別法により定める。

## 第 16 章（新，その 2） 憲法の効力，改正及び修正について

### 第 152 条（新）【その 2，第 150 条（新）】

本憲法は、カンボジア王国の最高法である。

法律及び各国家機関の決定は、絶対に憲法に合致しなければならない。

### 第 153 条（新）【その 2，第 151 条（新）】

憲法の改正，又は修正の提案は、国王，首相及び民議会議員総数の 4 分の 1 議員の提案による国民議会議長の権限である。

憲法の改正あるいは修正は、3 分の 2 の多数決投票により国民議会の承認によって行うものとする。

### 第 154 条（新）【その 2，第 152 条（新）】

本憲法第 86 条で規定している国家の非常事態下において、憲法改正若しくは修正は、禁止される。

### 第 155 条（新）【その 2，第 153 条（新）】

民主主義，自由，多党制及び立憲君主制に影響を及ぼす改正若しくは修正は、禁止される。

## 第 17 章（新） 経過規定

### 第 156 条（新）【その 2，第 154 条（新）】

本憲法は、採択後、カンボジア国王により直ちに公布し、施行される。

### 第 157 条（新）【その 2，第 155 条（新）】

本憲法の施行後、制憲議会は、国民議会となる。

国民議会の内部規則は、国民議会による採択後に効力を発する。

国民議会がまだ機能していない場合は、制憲議会議長、第 1 及び第 2 副議長は国の情勢の必要性に応じて、王位評議会の任務遂行に参加する。

第 158 条（新）【その 2、第 156 条（新）】

本憲法の施行後、国王は、第 13 条（新）及び第 14 条の規定に基づいて選出される。

第 159 条（新）【その 2、第 157 条（新）】

上院の最初の任期は 5 年であり、同任期は新しい上院が就任するとき終了する。上院は、最初の任期において、

- ・ 上院議員の人数は、全員で 61 名とする。
- ・ 国王は、上院議長及び第 1 と第 2 副議長を任命する。
- ・ その他の上院議員については、上院議長及び国民議会議長の提案により、国民議会に議席を有する政党の党员の中から国王により任命される。
- ・ 上院及び国民議会の両院合同会議は、同両機関の共同議長によって運営される。

第 160 条（新）【その 2、第 158 条（新）】

国有財産、権利、自由及び法律上の個人の財産を保証するカンボジアの法律及び規則は、国益に合致し、本憲法に反するものを除き、新しい法令により変更あるいは廃止されるまで、引き続き効力を有する。

2014 年 10 月 23 日、王宮にて

ノロドム・シハモニー—国王の署名